

永平寺町税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年9月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第18号

永平寺町税条例の一部を改正する条例

永平寺町税条例(平成18年永平寺町条例第51号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号りを次のように改める。

リ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。
附則第4条の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後の永平寺町税条例第34条の7第1項(第1号りに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。